別表十八㈠の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４」を削り、同第11号中「「税額控除超過額（別表六（九）付表「35」）又は（別表六（十）付表「28」）⑰」」を「「税額控除超過額（別表六（九）付表「30」）又は（別表六（十）付表「27」）⑰」」に、「「税額控除超過額（別表六（十四）付表二「17」）㉖」」を「「税額控除超過額（別表六（十二）付表二「17」）㉓」」に改める。

別表十八㈢の表中

基準雇用者数（別表六（二十三）付表「４」）
特定新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「５」）
移転型特定新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「７」）
特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「10」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「15」）

を

基準雇用者数（別表六（二十一）付表「４」）
特定新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「７」）
移転型特定新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「９」）
特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「12」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「17」）

に、

通算前所得金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十四)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」))が０以上の場合のその０以上の額）
通算前欠損金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十四)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」))が０を下回る場合のその下回る額）

を

通算前所得金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０以上の場合のその０以上の額）
通算前欠損金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０を下回る場合のその下回る額）

に改め、同表の記載要領等第１号(1)中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（(4)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同号④中「特例）」の次に「又は令和６年旧措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）」を加え、同号(7)中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(2)において「令和５年旧措置法」という。）第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削り、同第11号②中「又は令和５年旧措置法第66条の13第１項」を削る。

別表十九の記載要領等第四号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金」及び「又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表一の二「10」の外書の金額のうち当該普通法人に帰せられる金額」を削り、同第五号を削る。

別表十二を別表十四とし、別表十から別表十一までを一表ずつ繰り下げ、別表九の次に次の五表を加える。